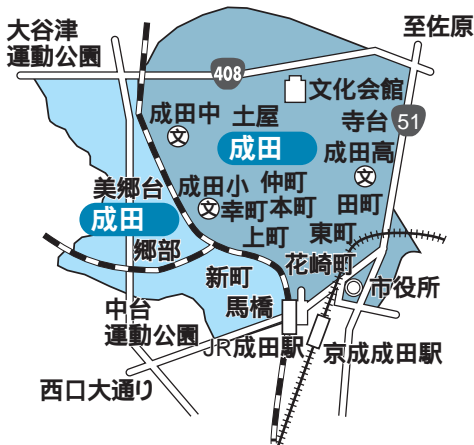


年末年始のごみ収集

# 年末は31日まで 年始は3日から

年末は、12月31日(土)まで市内全域で通常どおり収集を行います。また、年始は、1月3日(火)から通常の収集を始めます。

ただし、成田・地区左図参照は、1月の収集が夜間になります。これらの地区では、収集日の午後6時までにはいつもの集積所にゴミを出してください。



成田・地区の1月中の収集は夜間になります

そのほかの地区は、通常の収集となるので、収集日の午前8時30分までにはいつもの集積所にゴミを出してください。

年内の粗大ごみの収集  
申し込みは12月9日まで

年内に粗大ごみの収集を希望する人は、12月9日(金)までにいすみ清掃工場 ☎36 1689 に申し込みをしてください。

これ以降の申し込みについては、年明けになる場合があります。

年始の粗大ごみの収集申し込みは、1月4日(水)から通常どおり、いすみ清掃工場へ受け付けます。

直接搬入する場合は、分別して

事業所や飲食店などのごみや、大掃除などで出るごみを処理施設に直接搬入する場合は「燃やせるごみ」は「いすみ清掃工場」に、「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」は、リサイクルプラザに、それぞれ搬入してください。受付日時は次のとおりです。

12月31日(土)まで(日曜日を除く) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分(通常どおり)

1月1日(祝)・2日(月) 午後6時～9時  
1月3日(火)～31日(火)(日曜日を除く) 午前8時30分～正午・午後1時～4時30分、午後6時～9時

1月8日(日) 午後6時～9時  
1月15日(日)・22日(日)・29日(日) 休業

年末は処理施設が大変混雑しますので、12月17日(土)までに搬入してください。

また、いすみ清掃工場への可燃性粗大ごみおよび草木の直接搬入は、12月19日(月)から1月7日(土)は受け入れできません。

ごみの排出の抑制、再資源化、再利用にご協力をお願いします。

2月1日(水)からは通常どおりです。くわしくはクリーン推進課 ☎20 1530(入)。

し尿のくみ取り

年末は込み合っているので  
早めの依頼を

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、申し込みは早めにお願います。特に年末は込み合ったため、希望の日に作業できない場合がありますので、年内の作業を希望する人は、12月21日(水)までに申し込んでください。

なお、22日(木)以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課 ☎20 531(入)。

年末年始は犯罪に注意

特別警戒取締り  
冬の交通安全運動

【年末年始特別警戒取締り】

12月9日(金)から平成18年1月3日(火)まで特別警戒取締りが行われます。年の瀬は、なにかと慌ただしくなり、「ひったくり」などの

の犯罪が多く発生します。特に次のことに注意して、明るい新年を迎えましょう。

- 外出のときは隣近所に一声掛けて、戸締まりを
- 車から離れるときは車内に貴重品を置かず、必ず鍵を掛けて
- 覚せい剤、タバコ、シンナーなどによる少年非行の防止
- 混雑した場所でのスリ、ひったくりに注意しましょう

【冬の交通安全運動】

12月10日(土)から31日(土)まで「冬」に「乗る人」に「飲ませるあなたも」犯罪者と「暗闇の」命が光る「反射材」を入り「ガン」に冬の交通安全運動が行われます。ルールを守って交通事故を防止しましょう。

- 今回の重点目標は次の3つです。
- 飲酒運転の追放と悪質・危険な運転の防止
- 高齢者の交通事故防止

○歩行中と自転車乗車中の交通事故防止

特別警戒取締りについてくわしくは成田警察署 ☎27 0110(入)。冬の交通安全運動については交通防犯課 ☎20 1527(入)。

代理人は委任状を忘れずに

印鑑登録は、市役所1階の市民課窓口で申請してください(中央公民館と遠山公民館の市民課分室では登録できません)。

本人と代理人では登録に必要なものと手続きが異なります。

本人が申請する場合

登録する印鑑のほか、次のかを持参するとその場で登録ができます。

運転免許証やパスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書(写真と公印のあるもので有効期限内のもの)  
成田市に印鑑登録している人が印鑑登録を申請しようとする人

を本人であると保証する「保証書」

かを持参しない場合、その場では登録できません。本人確認のための「照会書」を本人あてに郵送しますので、回答書に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、本人確認ができるものを持参してください。後日市民課窓口で登録となります(照会書の有効期限は1カ月)。なお、回答書を本人が持参できない場合、委任状と代理人本人が確認できるもの、代理人の印鑑が必要です。

代理人が申請する場合

登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」、代理人の印鑑が必要です。

代理人が申請する場合、その場では登録できません。本人の意思確認のための「照会書」を本人あてに郵送しますので、回答書に必要事項を記入して登録する印鑑を押し市民課窓口を持参されたとき登録となります(照会書の有効期限は1カ月)。なお、回

答書を本人が持参できない場合、委任状と代理人本人が確認できるもの、代理人の印鑑が必要です。登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できません。登録手続きの前に確認してください。

○住民基本台帳・外国人登録原簿に記載されている氏名や氏・名を表していないもの

○印影の大きさが、1辺8mmの正方形より小さいもの、1辺25mmの正方形より大きいもの

○氏名以外の事項(職業など)や模様が入っているもの  
○変形しやすい材質のもの(ゴム印など)

○印影がはっきりしないもの  
くわしくは市民課 ☎20 152 5(へ)。

公共下水道への接続

トイレの水洗化は3年以内に!

公共下水道の利用ができるようになるまで、皆さんのご家庭で以前から使用している浄化槽トイレやくみ取り便所を、公共下水道に直接続することができます。そして、3年以内に水洗トイレに改造する

ことが法律(下水道法第11条の3)で義務付けられています。処理区域内の土地所有者、使用者または占有者はなるべく早く台所や風呂洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません(下水道法第10条)。

このように排水設備の設置やトイレの水洗化改造の義務付けをすることは、公共下水道が完成したことによって1日も早く地域の生活環境の改善を達成しようというもので、皆さんのご理解、ご協力をお願いしているものです。

また、公示後1年以内の工事であれば30,000円(公示後1年を超え3年以内の工事であれば25,000円)の改造資金補助金を助成、または融資のあつせんおよび利子補給(借入額30万円限度)をしています。

くわしくは下水道課 ☎20 152 5(へ)。

地下水汚染対策

飲料用井戸水の浄水器に補助金を交付

市では、飲料用として使用している井戸水から硝酸性窒素及び亜

硝酸性窒素「または」基準値(下表)を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する人に対し、補助金を交付しています。

対象物質	基準値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l
ヒ素	0.01mg/l

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1です。補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の提出などの手続きと、その審査が必要になります。

下水道が整備されている地区の人は、補助金の交付は受けられません。また現在、対象物質を除去できる浄水器は、逆浸透膜方式などであり、活性炭方式、中空糸膜方式、セラミック方式などの浄水器では補助金の交付は受けられません。

くわしくは環境対策課 ☎20 1522(へ)。



保証書の書き方

保証書

印鑑登録を受けようとする者

住所

氏名

生年月日

申請者は、印鑑登録を受けようとする者であることを保証します。  
(保証人)登録番号

住所

氏名

登録印

用紙は便せんなどで構いませんが、印鑑をはっきりと押し、署名は手書きをお願いします。

に郵送しますので、回答書に必要事項を記入して登録する印鑑を押し市民課窓口を持参されたとき登録となります(照会書の有効期限は1カ月)。なお、回

市営住宅の入居者を募集

受け付けは

1日から15日まで

市では、市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 申込資格：次の要件をすべて満たす人
- 現在まで続けて6カ月以上、市内に住所または勤務先がある人
- 同居しよとする親族がいること
- 高齢者・障がい者世帯は1人でも可
- 住宅に困っている人
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が20万円以下の人。なお、高齢者・障がい者世帯については

募集住宅一覧

団地名	構造	戸数	間取り(量)
北囲護台 ( 囲護台1385-1 )	鉄筋 5階建て	2	3DK ( 6、6、洋間7.5 )
桜川 ( 三里塚248 )	鉄筋 4階建て	1	3K ( 6、4.5、板間3 )
幸町 ( 幸町1040-3 )	木造 平屋建て	1	6、4.5
金堀 ( 大袋464 )	木造 平屋建て	1	6、4.5、3

は26万8,000円以下の入

- 市税を滞納していないこと
- 連帯保証人がいること

(注)北囲護台を申し込むには、3

人以上の世帯であることが必要  
家賃は、住宅の間取りや、世帯の所得額によって異なります

受付期間：12月1日(木)～15日(木)・土・日曜日を除く

受付場所：営繕課市役所5階

12月1日(木)から営繕課で申込書を配付します。くわしくは同課 ☎20 1552へ。

八富成田斎場

申し込みなどは  
市民課または斎場へ

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里市で管理運営されています。この3市のいずれかに、亡くなった人や喪主、または施主が住民登録、あるいは外国人登録をしている場合は、火葬料金待合室1室付きが無料となります。

また、斎場では通夜および告別式を行うことができます。式場は午後3時から翌日の午後3時までの間利用でき、料金は第1式場を利用して通夜・告別式を行った場

合は8万円となります。

このほかに、市民を対象とした霊柩車と祭具の貸出しも行っていきます。霊柩車の利用は、市内の自宅、病院などから斎場までに限られ、1回5,000円です。

また、自宅葬で使用する祭具については、1級祭壇(5段、約8畳用)が1日2,000円、2級祭壇(3段、約6畳用)は1日1,200円になり、搬入・設置・搬出を行っています。

斎場および霊柩車・祭具の予約受け付けは市民課 ☎20 1525(および八富成田斎場 ☎23 4511)で行っています。

ペットの火葬

市では、ペットの火葬を旧火葬場跡地(山之作359)で行っています。火葬できるペットは、犬・猫・猿・ウサギなどの小動物です。

種別	料金
特大 30kg以上	5,250円
大 20kg以上	4,200円
中 10kg以上	3,150円
小 10kg未満	2,100円

また、火葬場まで来られない人のために、ペットの引き取りサービスも行っています。利用できるのは市民のみで、料金は1匹につき1,050円です。利用は友引を除く午前9時から

午後3時までで、予約が必要です。

申し込みは八富成田斎場 ☎23 4511へ。

なお、ペット霊園は現在合同墓地のみ使用可能。料金は永年で3,150円です。併せてご利用ください。

くわしくは八富成田斎場 ☎23 4511または環境衛生課 ☎20 1531へ。

県の土地

市内の県有地  
入札で売却します

県では、成田市所在の県有地を入札で売却します。法人・個人を問わず参加できます。

入札案内書は、県総務部管財課および県民センターで配布しています。

県のホームページ( <http://www.pref.chiba.jp/kounoku/ken-yuuchi.htm> )でも物件情報を見ることがができます。

物件  
○ 所在地：大竹字東笠原2232

○ 面積：1,206.14㎡  
○ 用途地域：市街化調整区域(建ぺい率60%・容積率200%)

12月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
12月5日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	午後10時
12月6日(火)	並木町(沢山・日本松)地区	午後4時
12月7日(水)	飯田町地区、不動ヶ岡地区	午後4時

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269へ。

最低売却価格：428万円  
入札期間：12月7日(水)から21日(水)まで(郵送による入札参加も可能です)  
開札日時：12月27日(火) 午後1時  
最低売却価格以上で最高金額の入札をした人が落札者となります。くわしくは県総務部管財課 財産管理室 ☎043 2232078・2092へ。

# 心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

## 一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

### 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談 行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	8日(木)	10:00～15:00	市役所2階202会議室	
不動産相談	20日(火)	10:00～12:00	市役所2階201会議室	
税務相談	20日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	8日(木)・22日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	17日(土)	9:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日 (14・16・21日は休み)	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談 予約制)	7日(水)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	6日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	1日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	26日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	6日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室☎20-1414